随意契約理由書

１　案件名称

　　戸籍システム機器　一式借入

２　契約の相手方

　　富士通リース株式会社　関西支店

３　随意契約理由

　　戸籍情報システム（以下「本システム」という。）用クライアント及びプリンタ等周辺機器の契約期間は平成26 年12 月1 日から令和元年11月30 日まで長期継続契約にて機器の保守を盛り込んだリース契約を行っている。

　　本システム機器についてはOSのサポート期間(令和2年1月14日まで)が終了すること、データセンターが移設することに伴い、令和２年1 月に機種更新を行い、新機器による本格運用を開始する予定であり、新機器が機種更新を行うまでの期間、稼働させる現行の機器の調達が必要となる。

　当該期間、本システムを稼働させ続けるためには、再リースを行うか現行機器と同一の機器を新規調達するかの２通りの選択肢が考えられる。2者を比較した場合明らかに前者が経済的である。

　　以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

５　担当部署

　　市民局総務部住民情報担当（電話番号：06－6208－7339）